

9月から緑区全域で 木の枝・刈り草・葉の資源収集を開始

出し方 月2回 ※朝10時までにごみステーションにお出してください。

*** 注意事項 ***

- 資源収集日は、排出量の制限はありませんが、多量になる場合は分けて排出するようご協力ください。
- 可燃ごみ・不燃ごみなど、他のごみの収集曜日・収集時間(朝8時までに排出)に変更はありません。
- マンションなど集合住宅の専用ごみステーションでは、木の枝などの排出状況によって、一部収集方法が異なります。(裏面Q&A7をご参照ください。)

木の枝

資源収集日のみ以下の大きさに出せます



1本の太さ20cm、長さ100cm
以内に切り、ひもで束ねる

刈り草・葉

透明袋・旧指定袋
に入れて排出



※刈り草の根についた土はよく払ってください。

排出できないもの



木製品・廃材



竹の根・芝生の根



キョウチクトウ



野菜・果物



金属類・
プラスチック類



紙・布類



石・土・ガラス

木の枝・刈り草・葉は燃料
チップや敷料にリサイクル
され、有効活用されます！



資源収集日 一覧

- 不燃ごみ・有害ごみ収集日と同じ曜日で収集を行わない週です。
例えば、第1・3月曜日の場合、その月の1回目と3回目の月曜日を指します。
- 年始は大量に出される可燃ごみに対処するため、1月の第1・第2週の収集はありません。
第3又は第4週の資源収集をご利用ください。

	町名	収集日	初回		町名	収集日	初回		町名	収集日	初回
あ	あすみが丘1~9丁目	第1・3金	9/1	お	おゆみ野有吉	第1・3木	9/7	た	高田町	第2・4木	9/14
	あすみが丘東1~3丁目	第1・3月	9/4		おゆみ野中央1~3丁目	第1・3木	9/7		高津戸町	第1・3月	9/4
	あすみが丘東4・5丁目	第1・3金	9/1		おゆみ野中央4~6丁目	第2・4金	9/8		と	土気町	第1・3月
い	板倉町	第1・3金	9/1	おゆみ野中央7~9丁目	第1・3水	9/6	富岡町	第1・3木	9/7		
	お	大金沢町	第1・3月	9/4	おゆみ野南1~4丁目	第1・3木	9/7	な	中西町	第1・3火	9/5
大木戸町		第1・3金	9/1	おゆみ野南5丁目	第1・3金	9/1	ひ	東山科町	第1・3水	9/6	
大椎町		第1・3金	9/1	おゆみ野南6丁目	第1・3月	9/4	平川町	第1・3水	9/6		
大高町		第1・3火	9/5	か	刈田子町	第1・3木	9/7	平山町	第1・3水	9/6	
落井町		第1・3火	9/5		鎌取町	第1・3水	9/6	ふ	古市場町	第1・3火	9/5
越智町		第1・3土	9/2		上大和田町	第1・3火	9/5	へ	辺田町	第1・3水	9/6
小山町		第1・3金	9/1	こ	小金沢町	第1・3木	9/7	ほ	誉田町1丁目	第1・3水	9/6
おゆみ野1丁目		第1・3木	9/7	し	椎名崎町	第1・3木	9/7	誉田町2・3丁目	第1・3土	9/2	
おゆみ野2~4丁目		第2・4金	9/8	下大和田町	第1・3火	9/5	も	茂呂町	第1・3木	9/7	
おゆみ野5・6丁目	第1・3水	9/6	た	大膳野町	第1・3月	9/4	や	小食土町	第1・3金	9/1	

※祝日も収集します。

Q&Aは裏面を
ご覧ください

木の枝などの資源収集Q & A

Q1 なぜ木の枝などを資源収集するの？

A1 平成29年3月末に北谷津清掃工場の操業を終了し、3用地2清掃工場運用体制において安定的なごみ処理を継続するためには、なお一層焼却ごみを削減する必要があります。そこで新たなごみ減量・リサイクルの施策として、家庭から出る木の枝などを資源収集する事業を実施することとしました。

Q2 どのようにリサイクルするの？

A2 収集した木の枝などは民間処理施設で細かく碎き、燃料チップ(発電やボイラーに使用)や敷料(家畜の寝床に敷く)などにリサイクルされます。

Q3 出せない種類の草木はあるの？

A3 竹の根、芝生の根は土が多くついており、処理機の故障につながるおそれがあるため排出できません。また、キョウチクトウは毒性が強いため排出できません。それ以外の家庭から出た草木であれば竹、観賞用の花なども収集対象となります。

Q4 なぜ収集回数を月2回にしたの？

A4 平成28年度に中央区で実施したモデル事業において、収集回数(月1回と月2回)による収集量の違いを検証した結果、十分な再資源化量を得るためには月2回の収集が必要であることがわかったため、月2回収集としました。

Q5 なぜ他のごみとは排出時間が違うの？

A5 資源収集経費の節減のため、可燃ごみ収集車両を活用し、可燃ごみ収集後に木の枝などを収集することから、収集開始時間が他のごみとは異なるためです。

Q6 他の区はいつから資源収集を始めるの？

A6 中央区は平成29年4月から資源収集を開始しています。若葉区は緑区と同様に平成29年9月から、花見川区・稲毛区・美浜区は平成30年2月から開始する予定です。

Q7 集合住宅は家庭ごみステーションで資源収集しないの？

A7 集合住宅でも原則として、木の枝などが排出されているごみステーションでの収集は行います。ただし、ほとんど木の枝などが排出されない一部の集合住宅については、効率的に収集を行うため、ごみステーションでは収集せず、申込制による収集を行います。3束(袋)以上排出する場合には、若葉・緑環境事業所(043-292-4930)にご連絡ください。なお、ごみステーションでの収集を行わない場合には、該当のマンション管理組合等に事前にご連絡します。

Q8 やむを得ず少量の木の枝などを可燃ごみ収集日に出す場合とどこが違うの？

A8 可燃ごみ収集日に出す場合、木の枝が、清掃工場の焼却炉の投入口で詰まるおそれがあることなどから、1本の太さ10cm、長さ50cm以内としています。資源収集日の場合、ごみ収集車で収集できる大きさとして1本の太さ20cm、長さ100cm以内としました。

Q9 業者に木の枝の剪定や草刈りを依頼した場合でも収集するの？

A9 市では収集しません(業者が民間処理施設等に運搬します。)。市の収集対象は、住民が自ら剪定した木の枝や刈り草です。

【お問い合わせ】 千葉市役所コールセンター
収集業務課
若葉・緑環境事業所

☎043-245-4894
☎043-245-5246
☎043-292-4930



木の枝・刈り草・葉は大切な資源です。
資源収集事業にご協力いただきますようお願いいたします。

千葉市 剪定枝

検索